

# 令和 5 年 10 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 10 月 27 日 (金)  
午前 9 時 30 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

1 日 時 令和5年10月27日(金)  
午前9時30分開会 午前10時23分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室

## 3 議事及び報告

### (1) 議案

- 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第58号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第59号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第60号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第61号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第62号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第63号 非農地証明(遊休農地)について

### (2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 農地パトロール(利用状況調査)結果について

## 4 その他

### (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲
11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通	

6 欠席委員 7 番 近藤 好幸

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 5 年 10 月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 7 番 近藤好幸委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願い致します。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 8 番 佐野恵美子委員、同 9 番 杉浦圭志委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、11 日の書類説明会、農業委員による現地調査、19 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説

明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

番号1番の、譲受人の職業について、現在木工業を営んでおり、許可後も引き続き農業との兼業で行っていくことを確認しました。

番号12番の、高塚のハウスでの栽培作物については、これまでもイチゴとミニトマトを栽培してきており出荷している、今後も同様に栽培していくこと、人手については、代表者が障がい者施設の運営も行っており、施設の就労支援の方々に手伝ってもらっているとのこと、水田の耕作については、必要に応じて農協や県の普及委員の指導を受けること、法人化の目的については、広域で農業経営を行い観光農園などの事業展開をし、就労支援の障がい者の賃金を上昇させていきたいとを確認しました。

番号12番13番の、経営農地各筆について、これまでの利用状況と今後の計画について書面での提出がありました。書面においては、耕作されていなかった所有地の法面部分が崩れ、地元との調整と修復に時間がかかっていたが、次の3月から栽培開始を行っていくとのこと、また申請地については、発電設備の設置が遅れている間はネピアグラスを試験的に栽培してきて、許可後は計画通りサカキの栽培を行っていくことを確認しました。雑草が繁茂していた所有農地については、10月26日に農地に復元したとの連絡があったため、5条許可にあわせて本申請を許可とするまでに、改めて現地確認を行います。

番号14番の、東広島市に照会していた経営農地の利用状況について、10月20日に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

番号15番の、経営農地各筆について、これまでの利用状況と今後の計画について書面での提出がありました。書面においては、これまで取得した農地は耕作が行われていなかったことから土壌の状態が悪く、作付けを行った農地でも収穫量が振るわなかったため、土壌改良を行うなどそれぞれの農地について改善策を講じ、取り組んでいる旨を確認しました。人手については、必要に応じて関連会社の従業員に作業をしてもらっていることを確認しました。

番号20番の案件について、現在田原市でも約11,000㎡を取得するため申請を出しており、両方が許可となれば約20,000㎡の経営農地となるため、大豆の種子を20,000㎡分に相当する120kg購入したとのことでした。

寺沢町7筆の所有権を移転する案件の一部が砂利敷きとなっていた経営農地について、面積が200㎡以上であったため復元するよう指導しましたが、間に合わないため10月26日に取り下げとなりました。

そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料 1-1 として農地法第 3 条番号 1 番、番号 3 番、番号 6 番、番号 7 番 8 番、番号 20 番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、11 日の説明会以降これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会では 5 条 9 番で申請のあった賀茂町での工事用作業敷地の案件について、譲渡人 12 名中 4 名が申請日以前に死亡していたことが発覚したため、10 月 20 日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。

それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料 1 議案第 56 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 20 番までの 20 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 56 号、1 ページから 4 ページをご覧ください。

番号 1 番から 20 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することによって異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり許可することによって決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第57号  
「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から20番の20件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第57号、5ページから7ページをお願いします。  
番号1番から20番までの20件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。  
補足説明は次のとおりです。  
信用性については、特段の疑義はありません。  
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号5番・6番・8番・10番から15番・17番・19番・20番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から4番・7番・9番・16番です。  
18番は隣地の承諾がとれなかった旨の顛末書の添付があります。隣地農地所有者の住所地を訪ねたが、事業内容について理解を得られず承諾がもらえなかったとのことでした。隣地農地は不耕作地であり、申請地より高い位置にあることから、雨水が流れ込まないようにしており、パネルについても営農型太陽光発電設備の制度で求める夏至の日影図では隣接農地に影を落とさない配置を計画しており営農条件への支障はないことが見込まれています。  
番号10番は南部土地改良区および豊川総合用水土地改良区の意見書が添付されておらず、番号12番・13番は二川土地改良区および豊川総合用水土地改良区の意見書が添付されておりません。各土地改良区に確認したところ、事業者からは9月上旬に各土地改良区へ地区除外申請されており、申請の締切日である9月末までに間に合う見込みであったものの各土地改良区の内部決裁に時間がかかっており、意見書が未発行であるが近日中に発

行予定であるとのことでした。なお土地改良区の施設等への支障がないことも確認しておりますので、周辺農地に係る営農状況への支障はないものと判断しております。

一時転用については、番号12番・13番・17番から20番が該当し、営農型太陽光の案件で10年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号1番及び5番の2件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-2 議案第 58 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から26番までの26件を一括上程いたします。

なお、番号11番は高部委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農 業 企

はい、議長。

画 課

議案第58号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、11月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 26 件 83 筆 122, 292. 39 m<sup>2</sup>でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 11 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号 11 番の 1 件を審議いたします。

高部委員は退席してください。

〈高部委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

高部委員は復席してください。

〈高部委員 復席〉

議 長

続きまして、番号 11 番を除く 25 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 59 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。



農業企画課 はい、議長。  
議案第 59 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、9 月 29 日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 21 筆 13,532.12 m<sup>2</sup>でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」  
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 60 号  
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 10 番の 10 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。  
議案第 60 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願うものでございます。

別紙資料 1-2 をご覧ください。11 ページから 12 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、12 月 1 日付で利用権が移転する案件が 10 件 24 筆 19,804.00 m<sup>2</sup>でございます。

ご意見のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 61 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 61 号 8 ページをご覧ください。

議案第 61 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 4 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第62号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第62号 9ページから10ページをご覧ください。

議案第62号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあつての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この11件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きます。同じく資料 1 議案第 63 号  
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。  
番号 1 番の 1 件を上程いたします。  
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 63 号 11 ページをご覧ください。  
番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。  
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。  
ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。  
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 12 ページをお願いします。  
報告第 1 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 34 番までの 34 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。  
次に 18 ページをお願いします。  
報告第 3 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 20 ページの 9 番までの 9 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番及び 3 番は宅地、番号 2 番は 103-3 は畑・104-4 は宅地でした。

続きまして報告第 6 号 農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告いたします。別添資料 1-3 をご覧ください。

今年度の農地パトロールは令和 5 年 8 月 23 日から 9 月 26 日にかけて実施しました。

結果については、

緑区分の遊休農地は 1,513 筆 110 万 2092 m<sup>2</sup>、黄区分の遊休農地は 21 筆 1 万 7371 m<sup>2</sup>、青区分の遊休農地は 1,671 筆 126 万 1809 m<sup>2</sup>、赤区分の再生利用が困難な農地は 1,230 筆 84 万 8164 m<sup>2</sup>

であり、前年度と比較して全体で 607 筆 43 万 1,284 m<sup>2</sup>の増加となりました。

結果については、基本的には農業委員、推進委員の皆様により現地で確認いただいたものを採用しておりますが、『事務局にて再度現地調査を行ったうえで判定変更となったもの』、『赤判定の農地の内、基盤整備予定のため黄判定とするもの』については判定結果を修正しております。

以上で、農地パトロール（利用状況調査）の結果についての報告を終わります。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。

(午前 10 時 09 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

(午前 10 時 12 分再開)

議 長

総会を再開いたします。

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 23 分再開)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年10月27日

議 長  
(会長 水野 敏久)

議事録署名者  
(議席番号8番 佐野恵美子 委員)

議事録署名者  
(議席番号9番 杉浦 圭志 委員)